

## 毎月勤労統計調査特別調査のお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP 統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて都道府県の統計調査員が訪問し、調査の御依頼をいたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく守秘義務が課せられ、また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、何卒、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

厚 生 労 働 省